

不動産鑑定士調停センター 調停に係る費用

1. 申立費用 11,000 円（消費税含む）
2. 期日費用 33,000 円（消費税含む）
原則として期日ごとに申立人、相手方双方で折半していただきます。）
3. 紛争解決手数料
調停により和解が成立した場合、解決額に応じて別途定める紛争解決手数料を納めていただきます。
4. その他費用
実費（鑑定を行った場合等）



まずはお電話下さい！

TEL 03-3434-2304

受付/月～金 10:00～17:00（土・日・祝は除く）

ご注意：当日と予約なくお越しになられなくても、ご相談を受けられない場合がございます。



交通のご案内

- 虎ノ門駅（地下鉄銀座線） 4番出口 徒歩8分
- 神谷町駅（地下鉄日比谷線） 3番出口 徒歩4分
- 新橋駅（JR） 鳥森口 徒歩15分

不動産鑑定士調停センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-15

SVAX TTビル9階

TEL 03-3434-2304 FAX 03-3436-6450

<http://www.fudousan-kanteishi.or.jp/>

不動産にかかわる価格紛争の解決を
不動産鑑定士と弁護士が
支援いたします。

不動産鑑定士 調停センター

「不動産鑑定士調停センター」へ
ご相談されてみませんか？



公益社団法人
日本不動産鑑定士協会連合会

不動産鑑定士調停センター 調停センターとは？

紛争解決のお手伝いをするところです。
調停センターがお手伝いする不動産の
価格に関する紛争は**次のような**ものです。

地代の値上げ、値下げのトラブル。

家賃の値上げ、値下げのトラブル。

**借地している建物の売買、増築、
改築、借地条件の変更などの価格トラブル。**

**借家している建物の売買金額、更新料、
明け渡し料などのトラブル。**

担保不動産の任意売却価格に関するトラブル。

土地や建物の価格に関するトラブル。

これらのほか、遺産相続、離婚等の財産分与に関する価格の
トラブルなどを専門の知識と経験を持つ方が担当します。

調停人には、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連
合会が実施した調停人研修を修了した不動産鑑定士
のほか、弁護士が担当しますので、適正な解決が期
待できます。

申立は当協会の調停センターの窓口にて調停申込書を
提出してください。弁護士を依頼して申し立てるこ
ともできます。

和解の内容を公正証書とし、又は即決和解の手続を
経ることにより判決と同じ効力を付与することがで
きます。

不動産鑑定士調停センター 手続の流れ

申立の事前相談は無料です。

紛争

申立

申立は当協会の調停センターの窓口にて調停
申込書を提出してください。弁護士を依頼
して申し立てることもできます。

不動産のエキスパート 法律のエキスパート
不動産鑑定士 弁護士

選任

期日

調停を行う日

調停センターは期日に相手方が出席するよう
働きかけますが、どうしても出席しない場合
は、手続きを進められませんので終了します。

調停成立

申立人、相手方双方および調停人が署名押
印した和解契約書を作成します。
紛争解決手数料は、別途不動産鑑定士調停
センター手数料規則により算出されます。

**調停不成立の場合は
終了します。**